

交付図書の訂正について

平成23年7月15日付けで入札公告を行った「東北自動車道 古川管内舗装災害復旧工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

平成23年8月17日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社東北支社
支社長 鈴木 辰夫

平成23年度

東北自動車道
古川管内舗装災害復旧工事

図書交付資料正誤表

東日本高速道路株式会社 東北支社
古川管理事務所

誤

正

- 1 2-5-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者
- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
 - (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試験時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
 - (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・副現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

- 1 2-6 保安に関する費用
- (1) 本特記仕様書 1 2-1、2、3、5 に要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 3. 環境保全に関する事項

- 1 3-1 砂塵等の防止
- 受注者は、工用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

- 1 3-2 高速道路の環境美化
- 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

- 1 3-3 騒音等に関する配慮
- 受注者は、施工に伴う工用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

- 1 3-4 環境保全に関する費用
- 本特記仕様書 1 7. 環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 建設副産物の活用

- 1 4-1 建設副産物の活用等
- (1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
アスファルト・コンクリート塊	泉IC～一関IC間	約16,900 t	再資源化施設 再生アスファルトプラント

- 1 2-5-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者
- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
 - (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試験時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
 - (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・副現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

- 1 2-6 保安に関する費用
- (1) 本特記仕様書 1 2-1、2、3、5 に要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 3. 環境保全に関する事項

- 1 3-1 砂塵等の防止
- 受注者は、工用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

- 1 3-2 高速道路の環境美化
- 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

- 1 3-3 騒音等に関する配慮
- 受注者は、施工に伴う工用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

- 1 3-4 環境保全に関する費用
- 本特記仕様書 1 7. 環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 建設副産物の活用

- 1 4-1 建設副産物の活用等
- (1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
アスファルト・コンクリート塊	泉IC～一関IC間	約40,300 t	再資源化施設 再生アスファルトプラント

特記仕様書

誤

16-2-8 支払

アスファルト舗装改良工の支払は、共通仕様書13-8-16の規定に従って行うものとするが、契約単価には交通規制に要する費用は含まないものとする。

なお、再生アスファルト骨材を使用したアスファルト混合物の価格には、本特記仕様書5、工事用地に関する事項に記載の敷地に示す仮置場からの舗装切削材の積込、再生アスファルトプラントへの運搬、運搬した舗装切削材を材料とした再生アスファルト骨材の生成、再生アスファルト混合物の製造を含むものとする。

共通仕様書13-8-16支払の項目に下記を追加する。

	単価表の項目	数量の検測
13-(9)	オーバーレイ工	
	オーバーレイ工表層 (t=4cm)	m ²
	オーバーレイ工基層 (t=5cm)	m ²
	オーバーレイ工基層 (t=5cm) A	m ²
	オーバーレイ工基層 (t=6cm)	m ²
13-(12)	打換工	
	打換工 (t=18cm)	m ²
13-(14)	レベリング工	
	アスファルト安定処理混合物	t
	アスファルト安定処理混合物 A	t

16-3 通信管路工

16-3-1 定義

本工事は、東日本大震災に伴い被災した通信施設の災害復旧工事を行うものであり、通信管路の敷設を行うものである。管路工の詳細は設計図による他、東日本高速道路(株)が定める「土木工事共通仕様書 平成23年7月(第16章 16-7 管路工)」並びに「電気通信工事共通仕様書 平成23年7月(第2章 第10節 配管配線工事)」によるものとする。

16-3-2 材料

管路工の種別に下記の項目を追加する。

(1) 土木部管路工

単価表の項目に下記の種別を追加する。

単価表の項目	区分内容	保護土
E1-D70	盛土部保護路肩内縦断部に樹脂製配線ダクト埋設	無
E1C-D70	切土部保護路肩内縦断部に樹脂製配線ダクトをコンクリート埋設	無
B2A-D70	切土部小段に樹脂製配線ダクトを露出設置	無

(2) 橋梁、高架部管路工

単価表の項目に下記の種別を追加する。

単価表の項目	区分内容	保護土
B2B-D70	橋梁高架部に樹脂製配線ダクト埋設を添架	無

正

16-2-8 支払

アスファルト舗装改良工の支払は、共通仕様書13-8-16の規定に従って行うものとするが、契約単価には交通規制に要する費用は含まないものとする。

なお、再生アスファルト骨材を使用したアスファルト混合物の価格には、本特記仕様書5、工事用地に関する事項に記載の敷地に示す仮置場からの舗装切削材の積込、再生アスファルトプラントへの運搬、運搬した舗装切削材を材料とした再生アスファルト骨材の生成、再生アスファルト混合物の製造を含むものとする。

共通仕様書13-8-16支払の項目に下記を追加する。

	単価表の項目	数量の検測
13-(9)	オーバーレイ工	
	オーバーレイ工表層 (t=4cm)	m ²
	オーバーレイ工基層 (t=5cm)	m ²
	オーバーレイ工基層 (t=5cm) A	m ²
	オーバーレイ工基層 (t=6cm)	m ²
13-(12)	打換工	
	打換工 (t=18cm)	m ²
13-(14)	レベリング工	
	アスファルト安定処理混合物	t
	アスファルト安定処理混合物 A	t

16-3 通信管路工

16-3-1 定義

本工事は、東日本大震災に伴い被災した通信施設の災害復旧工事を行うものであり、通信管路の敷設を行うものである。管路工の詳細は設計図による他、東日本高速道路(株)が定める「土木工事共通仕様書 平成23年7月(第16章 16-7 管路工)」並びに「電気通信工事共通仕様書 平成23年7月(第2章 第10節 配管配線工事)」によるものとする。

16-3-2 材料

管路工の種別に下記の項目を追加する。

(1) 土木部管路工

単価表の項目に下記の種別を追加する。

単価表の項目	区分内容	保護土
E1-D70	盛土部保護路肩内縦断部に樹脂製配線ダクト埋設	無
E1C-D70	切土部保護路肩内縦断部に樹脂製配線ダクトをコンクリート埋設	無

(2) 橋梁、高架部管路工

単価表の項目に下記の種別を追加する。

単価表の項目	区分内容	保護土
B2B-D70	橋梁高架部に樹脂製配線ダクト埋設を添架	無

誤

正

16-5-6 支払
路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切削、切削、舗装廃材の積込み、施工面の清掃、仮置き場への運搬、再資源化施設への運搬、舗装廃材の処理等路面切削工の施工に必要な労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

特一(1)	単価表の項目 路面切削工 (t=5cm) (t=10cm)	数量の検測 ㎡ ㎡
-------	----------------------------------------	-----------------

16-6 セメントミルク注入工

16-6-1 定義
セメントミルク注入工とは、設計図書および監督員の指示に従って、高機能舗装化した橋梁伸縮装置前後にセメントミルクを注入して、半たわみ性舗装化することをいう。

16-6-2 種別
セメントミルク注入工の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
セメントミルク注入工 (t=4cm)	本線橋梁伸縮装置前後に施工するもの

16-6-3 材料
セメントミルク注入工に使用するセメントは、「半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」(平成23年7月、設計要領第1集(舗装編)参考資料2)に規定する超速硬セメントとする。
なお、配合設計については次のとおりとし、監督員の承諾を得るものとする。

(1)セメントミルクの標準使用量

単価表の項目	標準使用量 (L/㎡)
セメントミルク注入工 (t=4cm)	10.0

(2)フロー値

セメントミルク注入工に使用するセメントミルクのフロー値は「半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」(平成23年7月、設計要領第1集(舗装編)参考資料2)2-4-2(2)フロー値の規定に従うものとする。

(3)セメントミルクの強度

セメントミルクの強度は、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」に準じて行い、その基準値は次のとおりとする。

表)セメントミルクの強度

項目		種類	配合設計強度	概要
強度基準	圧縮強度	MPa (kgf/cm ²)	15(150)~36(360)	注1)
試験条件	試験温度 (°C)		20	
	材令 (日) (日)		7	

注1)圧縮強度はφ5cm×10cmの供試体にて確認する。

16-5-6 支払
路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切削、切削、舗装廃材の積込み、施工面の清掃、仮置き場への運搬、再資源化施設への運搬、舗装廃材の処理等路面切削工の施工に必要な労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

特一(1)	単価表の項目 路面切削工 (t=5cm) (t=10cm)	数量の検測 ㎡ ㎡
-------	----------------------------------------	-----------------

16-5 セメントミルク注入工

16-6-1 定義
セメントミルク注入工とは、設計図書および監督員の指示に従って、高機能舗装化した橋梁伸縮装置前後にセメントミルクを注入して、半たわみ性舗装化することをいう。

16-6-2 種別
セメントミルク注入工の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
セメントミルク注入工 (t=4cm)	本線橋梁伸縮装置前後に施工するもの

16-6-3 材料
セメントミルク注入工に使用するセメントは、「半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」(平成23年7月、設計要領第1集(舗装編)参考資料2)に規定する超速硬セメントとする。
なお、配合設計については次のとおりとし、監督員の承諾を得るものとする。

(1)セメントミルクの標準使用量

単価表の項目	標準使用量 (L/㎡)
セメントミルク注入工 (t=4cm)	8.0

(2)フロー値

セメントミルク注入工に使用するセメントミルクのフロー値は「半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」(平成23年7月、設計要領第1集(舗装編)参考資料2)2-4-2(2)フロー値の規定に従うものとする。

(3)セメントミルクの強度

セメントミルクの強度は、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」に準じて行い、その基準値は次のとおりとする。

表)セメントミルクの強度

項目		種類	配合設計強度	概要
強度基準	圧縮強度	MPa (kgf/cm ²)	15(150)~36(360)	注1)
試験条件	試験温度 (°C)		20	
	材令 (日) (日)		7	

注1)圧縮強度はφ5cm×10cmの供試体にて確認する。

特記仕様書

誤

16-10-2 種別

防護柵嵩上げ工の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
防護柵嵩上げ工 A	路肩ガードレールの支柱を沈下防止板を用いて嵩上げるもの (レールの撤去・再設置を含む)
防護柵嵩上げ工 B	路肩ガードケーブルの支柱を沈下防止板を用いて嵩上げるもの (ケーブルの再緊張を含む)

16-10-3 施工

防護柵嵩上げ工の施工は、共通仕様書15-3「防護柵工」15-3-5「施工」及び15-8「防護柵改良工」15-8-4「施工」によるものとする。

なお、既設支柱の引上げが困難な場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

16-10-4 数量の検測

防護柵嵩上げ工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

16-10-5 支払

防護柵嵩上げ工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う既設防護柵支柱の引上げ、高さ調整、ボルトナットの撤去再設置、支柱沈下防止板の材料及び設置等防護柵嵩上げ工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	数量の検測
特一(6) 防護柵嵩上げ工	
A	本
B	本

16-11 はく離抵抗試験

16-11-1 定義

はく離抵抗試験とは、水浸ホイールトラッキング試験によりアスファルト混合物のはく離抵抗性を確認することをいう。

16-11-2 試験対象混合物

はく離抵抗試験の対象アスファルト混合物は、次のとおりとする。

単価表の項目	混合物の種類	はく離抵抗試験枚数
オーバーレイ工 オーバーレイ工基層 (t=6cm) レベリング工 基層混合物	基層用混合物 (再生アスファルト混合物)	2枚
オーバーレイ工 オーバーレイ工基層 (t=6cm) A レベリング工 基層混合物 A	基層用混合物	2枚

16-11-3 試験

水浸ホイールトラッキング試験は、高粘度改質アスファルトを用いない表層・基層・中間層(トンネル内を除く)に使用する混合物において実施し、試験配合は監督員が別途指示する。また、1試験当りの供試体枚数は2枚とする。なお、試験方法はNEXCO試験法244とし、はく離抵抗性(平均はく離率5%以下)を満足できない場合は、監督員の指示に従わなければならない。これに伴うアスファルト混合物の変更に関する費用は、別途協議し定める。

16-11-4 数量の検測

はく離抵抗試験の数量の検測は、設計数量(枚)で行う。

正

16-10-2 種別

防護柵嵩上げ工の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
防護柵嵩上げ工 A	路肩ガードレールの支柱を沈下防止板を用いて嵩上げるもの (レールの撤去・再設置を含む)
防護柵嵩上げ工 B	路肩ガードケーブルの支柱を沈下防止板を用いて嵩上げるもの (ケーブルの再緊張を含む)

16-10-3 施工

防護柵嵩上げ工の施工は、共通仕様書15-3「防護柵工」15-3-5「施工」及び15-8「防護柵改良工」15-8-4「施工」によるものとする。

なお、既設支柱の引上げが困難な場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

16-10-4 数量の検測

防護柵嵩上げ工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

16-10-5 支払

防護柵嵩上げ工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う既設防護柵支柱の引上げ、高さ調整、ボルトナットの撤去再設置、支柱沈下防止板の材料及び設置等防護柵嵩上げ工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	数量の検測
特一(6) 防護柵嵩上げ工	
A	本
B	本

16-11 はく離抵抗試験

16-11-1 定義

はく離抵抗試験とは、水浸ホイールトラッキング試験によりアスファルト混合物のはく離抵抗性を確認することをいう。

16-11-2 試験対象混合物

はく離抵抗試験の対象アスファルト混合物は、次のとおりとする。

単価表の項目	混合物の種類	はく離抵抗試験枚数
オーバーレイ工 オーバーレイ工基層 (t=6cm) レベリング工 基層混合物	基層用混合物 (再生アスファルト混合物)	2枚
オーバーレイ工 オーバーレイ工基層 (t=6cm) A レベリング工 基層混合物 A	基層用混合物	2枚

16-11-3 試験

水浸ホイールトラッキング試験は、高粘度改質アスファルトを用いない表層・基層・中間層(トンネル内を除く)に使用する混合物において実施し、試験配合は監督員が別途指示する。また、1試験当りの供試体枚数は2枚とする。なお、試験方法はNEXCO試験法244とし、はく離抵抗性(平均はく離率5%以下)を満足できない場合は、監督員の指示に従わなければならない。これに伴うアスファルト混合物の変更に関する費用は、別途協議し定める。

16-11-4 数量の検測

はく離抵抗試験の数量の検測は、設計数量(枚)で行う。

特記仕様書

誤

16-13-2 対象機械

舗装補修工事機械現場内移動の対象となる機械は、次のとおりとする。

舗装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量
大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t
アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t
アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t
マカダムローラー（10～12t）	9.3t
タイヤローラー（8～20t）	14.8t
バックホウ（0.5m3）	14.8t

16-13-3 種別

舗装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業基地	機械名	搬入	搬出	適用
舗装補修工事機械現場内移動 A1	泉IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：10km以上 20km未満
舗装補修工事機械現場内移動 A2	利府しらかし台IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：20km以上 30km未満
舗装補修工事機械現場内移動 A3	古川IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：30km以上 40km未満
舗装補修工事機械現場内移動 A4	菅柳金成IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：40km以上 50km未満
舗装補修工事機械現場内移動 B1	泉IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：10km以上 20km未満
舗装補修工事機械現場内移動 B2	利府しらかし台IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：20km以上 30km未満
舗装補修工事機械現場内移動 B3	古川IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：30km以上 40km未満
舗装補修工事機械現場内移動 B4	菅柳金成IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：30km以上 40km未満
舗装補修工事機械現場内移動 C1	泉IC	バックホウ	昼間	昼間	打換工 運搬距離：10km以上 20km未満
舗装補修工事機械現場内移動 C2	利府しらかし台IC	バックホウ	昼間	昼間	打換工 運搬距離：20km以上 30km未満

正

16-13-2 対象機械

舗装補修工事機械現場内移動の対象となる機械は、次のとおりとする。

舗装補修工事機械現場内移動の対象機械名	標準的な重量
大型切削機（切削幅2.0m級）	29.0t
アスファルトフィニッシャー①（ホイール型2.4～6.0m）	13.5t
アスファルトフィニッシャー②（ホイール型1.4～3.0m）	5.5t
マカダムローラー（10～12t）	9.3t
タイヤローラー（8～20t）	14.8t
バックホウ（0.5m3）	14.8t

16-13-3 種別

舗装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	作業基地	機械名	搬入	搬出	適用
舗装補修工事機械現場内移動 A1	泉IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：20km以上30km未満（泉IC～大和IC間） 30km以上60km未満（大和IC～古川IC間）
舗装補修工事機械現場内移動 A2	利府しらかし台IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：20km以上30km未満（富谷JCT～利府しらかしIC間）
舗装補修工事機械現場内移動 A3	古川IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：60km以上70km未満（大和IC～古川IC間） 60km以上70km未満（古川IC～高野IC間）
舗装補修工事機械現場内移動 A4	菅柳金成IC	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：50km以上60km未満（高野IC～菅柳金成IC間） 60km以上90km未満（菅柳金成IC～泉IC間）
舗装補修工事機械現場内移動 B1	泉IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：20km以上30km未満（泉IC～大和IC間） 30km以上60km未満（大和IC～古川IC間）
舗装補修工事機械現場内移動 B2	利府しらかし台IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：20km以上30km未満（富谷JCT～利府しらかしIC間）
舗装補修工事機械現場内移動 B3	古川IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間 夜間	オーバーレイ工 レベリング工アスファルト安定処理混合物 運搬距離：60km以上70km未満（大和IC～古川IC間） 60km以上70km未満（古川IC～高野IC間）

特記仕様書

誤

舗装補修工事機械 現場内移動 C 3	古川IC	ベックク	昼間	昼間	打換工 運搬距離：30km以上 40km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C 4	若柳金 成IC	ベックク	昼間	昼間	打換工 運搬距離：40km以上 50km未満

なお、昼夜連続規制中は日々搬出せずに現場内に存置とする。

16-13-4 数量の検測

舗装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量（台・回）で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。

16-13-5 支払

舗装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、**1台・回**相当の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う舗装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。

特一(9)	単価表の項目 舗装補修工事機械現場内移動	数量の検測
	A 1	台・回
	A 2	台・回
	A 3	台・回
	A 4	台・回
	B 1	台・回
	B 2	台・回
	B 3	台・回
	B 4	台・回
	C 1	台・回
	C 2	台・回
	C 3	台・回
	C 4	台・回

正

舗装補修工事機械 現場内移動 B 4	若柳金 成IC	アパルトフィニッシャー① アパルトフィニッシャー② カクムローラー タテローラー	昼間 昼間 夜間	昼間 夜間	ナドール工 レ「シ」工（アパルト）変更処理 運命物 運搬距離：30km以上60km未満 （古川IC～葛城IC間） 60km以上60km未満（葛城IC ～若柳金成IC間）
舗装補修工事機械 現場内移動 C 1	泉IC	ベックク	昼間	昼間	打換工 運搬距離：50km以上60km未満 （大和IC～古川IC間）
舗装補修工事機械 現場内移動 C 2	利用し らなし 台IC	ベックク	昼間	昼間	打換工 運搬距離：20km以上30km未満 （富谷JCT～利用し らなしIC台間）
舗装補修工事機械 現場内移動 C 3	古川IC	ベックク	昼間	昼間	打換工 運搬距離：60km以上70km未満 （大和IC～古川IC間） 60km以上70km未満（古川IC ～葛城IC間）
舗装補修工事機械 現場内移動 C 4	若柳金 成IC	ベックク	昼間	昼間	打換工 運搬距離：50km以上60km未満 （葛城IC～若柳金成IC間） 50km以上60km未満（若柳金 成IC～葛城IC間）

なお、昼夜連続規制中は日々搬出せずに現場内に存置とする。また、表中の運搬距離については、往復距離とする。

16-13-4 数量の検測

舗装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量（台・回）で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。

16-13-5 支払

舗装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、**1台・回**相当の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う舗装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。

特一(9)	単価表の項目 舗装補修工事機械現場内移動	数量の検測
	A 1	台・回
	A 2	台・回
	A 3	台・回
	A 4	台・回
	B 1	台・回
	B 2	台・回
	B 3	台・回
	B 4	台・回
	C 1	台・回
	C 2	台・回
	C 3	台・回
	C 4	台・回